

入会申請審査方針

第1条（本方針）

1. かながわ「福島応援」プロジェクト（以下「当会」とします）は、当会への入会希望する申請者（以下「申請者」とします）の入会を審査するにあたり、以下の通り入会審査方針（以下「本方針」とします）を定めます。
2. 本方針は役員にのみ開示するものとします。
3. 役員は退任後も含め、本方針を役員以外の第三者に開示することを禁止します。また、本方針もしくは本方針の一部を開示し、当会の運営に支障を来したと複数の役員が判断した場合は、役員を解任しその事実を会員に周知するものとします。

第2条（確認事項）

1. 申請者には、入会申請時に別途定める確認事項への回答を義務付けるものとします。確認事項の全項目に非該当であることが入会要件となります。
2. 申請者には、入会を希望する理由を可能な限り明示することを求めるものとします。
3. 申請者には、当会運営に関わるボランティア経験や保有資格などにつき、可能な限り明示することを求めるものとします。

第3条（審査方法）

1. 審査は、役員全員により実施するものとします。
2. 役員は、当該申請者の入会につき、承認または否認のいずれかを表明するものとします。

第4条（審査基準）

1. 申請内容及び確認事項の回答内容が虚偽もしくは虚偽であると推察される場合は、申請者の入会を認めないものとします。
2. 審査の結果、複数の役員から否認の表明がなされた場合は、入会を認めないものとします。

第5条（審査結果の通知）

1. 審査結果は申請者に通知するものとします。
2. 審査結果に至った理由及び審査の経緯については、申請者に通知しないものとします。また、会員および第三者による請求がなされた場合においても開示しないものとします。

入会申請にあたっての誓約書

私は、かながわ「福島応援」プロジェクト（以下、「貴団体」と言います。）への入会申請をするにあたり、下記の各号のいずれにも該当する事項が無いことを誓約します。

もし、誓約が虚偽である場合または虚偽であると貴団体が判断する場合は、何らの催告なしに入会を取り消されても何ら異議を述べず、また、貴団体の名誉・信用を棄損する発言や SNS 等への書き込みなどを行わないことをお約束します。

記

- 1) 反社会的勢力と判断された事実があること
- 2) 反社会的勢力に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 5) 自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為を行った事実があること
- 6) 法的な責任を越えた不当な要求行為を行った事実があること
- 7) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の活動を妨害する行為を行った事実があること
- 8) 団体活動において、管理者の指示または注意に従わず、何らかの責任を問われたことがあること
- 9) ボランティア団体への入会もしくは活動への参加を拒否されたことがあること
- 10) その他前各号に準じる事項

年 月 日

住所：

氏名：